

2025 年 4 月 4 日

米国政府による追加関税措置の影響を受ける事業者向け融資商品 「米国関税対応特別融資」の取扱開始について

株式会社百五銀行（頭取 杉浦 雅和）は、米国政府による追加関税措置の影響を受ける事業者のお客さまを支援するため、「米国関税対応特別融資」の取扱いを開始いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 取扱期間

2025 年 4 月 4 日（金）～ 2025 年 12 月 30 日（火）

2 商品概要

名 称	米国関税対応特別融資
対象者	法人・個人事業主
対象基準	米国政府による追加関税措置の影響を直接的・間接的に受けた事業者 保証協会（保証機関）の保証が受けられること
資金使途	事業性資金（設備・運転資金） 原則としてニューマネーに限定する
貸出金額	50 百万円以内
貸出期間	1 年以上 7 年以内
金利	1.875%（短期プライムレート△0.500%）以上
返済方法	1 か月毎の元金均等返済（据置期間 6 か月以内）
利息徴求方法	1 か月毎の分割先取り
取扱期限	2025 年 12 月 30 日（火）受付分まで

3 お問い合わせ

ご相談、融資の申込みにつきましては、最寄りの当行本支店にお問い合わせください。

以上